

1.第30回福島県喜多方建設事務所管内 建設工事安全推進協議会総会 を開催しました

日 時 : 令和7年6月18日(水) 13:30~15:00
場 所 : 喜多方市熱塩加納公民館3階多目的ホール
議 事 : 議案第1号 令和6年度事業報告について
議案第2号 令和7年度事業計画(案)について

安全講習会 喜多方労働基準監督署 稲田労働基準監督官
(除草作業にかかる安全対策について他)

「除草作業にかかる安全対策について」は国道交通省近畿地方整備局近畿技術事務所に
おける「ハンドガイド式草刈機の安全対策マニュアル(案)」「肩掛け式草刈機の安全
対策マニュアル(案)」を参考にしています。



杉原会長挨拶



前田幹事安全宣言



稲田労働基準監督官安全講話

2.労働・公衆災害アラートの発出がありました

労働災害・公衆災害アラート

令和7年6月20日

事故(労働災害)が多発

県北管内において、令和7年6月16日～19日の期間に労働災害5件が発生。

分類	細分類	発生日	発生場所	概要
労働災害	転落・墜落	R7.6.16	二本松市	建築工事において、外部から梯子をかけて2階バルコニーに登っていたところ、2～3m下の地面に転落し、負傷したもの。
労働災害	激突され	R7.6.18	福島市	除草作業において、路肩で休憩していた交通誘導員1名と作業員1名に、走行してきた一般車両が衝突し、2名が負傷したもの。(件数2件)
労働災害	飛来・落下	R7.6.19	二本松市	橋梁補修工事において、作業員がスクレーパーの刃を交換し作業場に戻る際に、持っていたスクレーパーを落としてしまい、足の脛を負傷したもの。
労働災害	転落・墜落	R7.6.19	福島市	建築工事において、作業員が天井内配管作業の施工後、脚立から降りる際に足を踏み外し、床に足を強く着き足の脛を負傷したもの。

県北管内においては、昨年度第1四半期の発生件数で、労働災害1件の合計1件に対し、今月の現時点で労働災害7件・公衆災害1件の合計8件と特に**労働災害が大幅に増加**しております。また、第1四半期の災害発生件数が**県内で最多**となる見込みです。

これらのことから、**全ての作業従事者に、作業上の注意点を確認してから作業に取り掛かりますよう、改めて安全管理の徹底**をお願いします。

また、県内で熱中症也多発しているので、安全対策の徹底をお願いします。

3.熱中症対策の規則改正がありました

職場における熱中症対策の強化について

～令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます～

熱中症による死亡災害の多くが「初期症状の放置、対応の遅れ」を原因としていることを受け、熱中症の発生リスクが高い作業を行わせる場合の措置が新たに事業者側に義務付けられました。

対象作業

WBGT値28度以上
又は
気温31度以上

の環境下で

連続1時間以上
又は
1日4時間を超えて

実施が見込まれる作業

実施事項

① 発見体制の整備

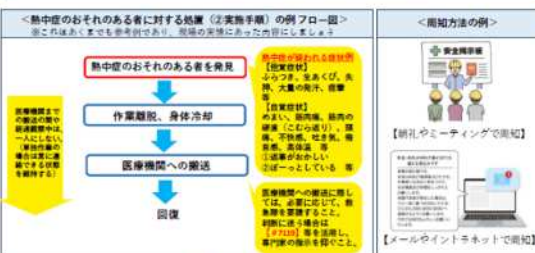
「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制を整備してください。
※熱中症の発生リスクが高い作業を行わせる場合の措置が新たに事業者側に義務付けられました。

② 実施手順の作成

熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に、迅速かつ的確な対応が可能となるよう必要な措置の実施手順を作成してください。

③ 関係者への周知

上記①～③について、あらかじめ関係者に周知してください。
※関係者には労働者以外にも、一人親方など熱中症のおそれのある作業に従事する者が幅広く含まれます。



熱中症対策について、2025年4月に安全衛生規則の改定があり、2025年6月1日より施行され、対策について義務化されました。違反した場合は、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されることになりました。注意しましょう。



詳しくは厚生労働省福島労働局をご確認ください

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku>